

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第36号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年3月13日 08時15分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市舞鶴港東港第2区 舞鶴港ミヨ埼灯台から真方位177°2,170m付近 (概位 北緯35°29.0′ 東経135°22.9′)
事故等調査の経過	平成25年3月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 補給艦 ましゅう、13,500トン（基準排水量） 425（艦船国籍証書の番号）、防衛省 B 引船 東栄丸、170トン 128828、舞鶴曳船株式会社 C 台船 DONG BANG N 0.6001（大韓民国籍）、2,180トン MSB-017028、DONG BANG TRANSPORT LOGISTICS CD., LTD.
乗組員等に関する情報	船長B、三級海技士（航海） 水先人、舞鶴水先区1級水先人水先免状
死傷者等	なし
損傷	A 艦首バルバスバウに擦過傷、艦首上部のハンドレールに曲損 B なし C 積荷の造船用船舶上部構造物に擦過傷
事故等の経過	A艦は、舞鶴港東港第2区の造船所のD-4岸壁に右舷着けで係留していた。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、造船用の船舶上部構造物を積み、水先人ほか4人が乗り組んだC船をB船の左舷側に横抱きにし、水先人のきょう導の下、D-4岸壁の北西方にある3号ドックに向け、A艦の艦首から約60m隔てて約1ノットの対地速力で航行中、左舷側から約10m/sの突風を受けて右舷側に圧流されたため、水先人が後進一杯を令したものの、平成25年3月13日08時15分ごろC船の前部及び積荷の上部がA艦の艦首部と衝突した。 C船は、衝突後、B船と付近で作業中の引船により、水先人の指示によって冲出しされ、同港白糸沖に錨泊した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	C船の喫水は、船首約1.6m、船尾約1.7mであった。

	<p>C船の積荷の造船用船舶上部構造物は、船の建造用であり、据え付け用に組み立てられたものであった。</p> <p>D-4岸壁は、3号ドックの入口近くにあり、向きは同ドックと直角であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし、C あり A なし、B なし、C なし A なし、B あり、C あり</p> <p>B船は、舞鶴港東港第2区において、C船を左舷側に横抱きにして3号ドックに向けて航行中、B船及びC船が風速約10m/sの風に圧流されたことから、C船がD-4岸壁に係留中のA艦と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、舞鶴港東港第2区において、C船を左舷側に横抱きにして3号ドックに向けて航行中、B船及びC船が風速約10m/sの風に圧流されたため、C船がD-4岸壁に係留中のA艦と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引船によって台船を横抱きにして低速で航行する際は、風の影響を受けやすいので、風下の船舶とは安全な距離を確保しておくこと。